

# 東南海・南海地震防災対策推進計画



## 第 1 章 総則

### 第 1 推進計画の目的

本市は、東南海・南海地震が発生した場合の震度が 6 弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成 15 年 12 月の中央防災会議において、「東南海・南海地震の防災対策推進地域」に指定された。

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域について、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

### 第 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

#### 1 羽曳野市

部局名	事務又は業務
(1) 市長公室	国、府に対する緊急要望に関する事 自衛隊派遣要請に関する事 災害広報・広聴に関する事 報道機関との連絡に関する事 職員の手当服務に関する事 情報技術の支援に関する事
(2) 危機管理室 (市長公室)	防災知識の普及啓発に関する事 危険物の災害予防対策に関する事 災害救助法の適用申請に関する事 関係機関との連絡調整に関する事 防災会議に関する事 気象情報の収集に関する事 防災行政無線の管理、運用に関する事 警備資機材及び消防燃料の調達確保に関する事 火災予防に関する事 災害警備対象の事前把握及び関係者に対する指導啓発に関する事 火災、水災等の予警報の伝達に関する事 消防団の連絡に関する事 消防・水防資機材の調達、整備に関する事

<p>( 続き )</p>	<p>自衛隊、応援隊の受け入れ体制の整備に関する事          防災専門部会の設置及び会議に関する事          災害予防計画のとりまとめに関する事          自主防災組織の整備に関する事          第3次地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する事          災害用備蓄に関する事          防災訓練の実施に関する事          総合的防災体制の整備に関する事          災害対策本部の設置及び本部会議に関する事          災害対策本部への連絡員の派遣に関する事          配備指令及び本部命令の伝達に関する事          災害応急対策のとりまとめに関する事          災害記録の収集及び編集に関する事          災害に関する文書の收受及び発送に関する事          気象状況及び被害状況の記録と関係機関への通報連絡に関する事          応援消防隊の運用に関する事          人命救助及び避難勧告、避難先の指示、避難誘導に関する事          災害警備、鎮圧、応急措置に関する事          被害調査の総括に関する事          職員の動員及び配置に関する事          南河内地域防災推進室との調整に関する事</p>
<p>( 3 ) 総務部</p>	<p>庁舎の災害予防、被害調査及び応急措置に関する事          被害調査状況の収集及び報告に関する事          被災証明の調査及び発行に関する事          避難勧告、避難先の指示、避難誘導に関する事          避難施設の確保と誘導に関する事          車輛の確保、配車及び輸送に関する事          災害による家屋・土地・設備等の被害調査及び確認に関する事          災害に伴う市税の減免に関する事          市有財産の災害予防及び緊急使用に関する事          市有財産(普通財産)の被害調査及び応急措置に関する事          被災市町村の行財政措置・資金措置に関する事          救護・復興の企画立案に関する事          災害対策予算、その他財務に関する事          災害対策用諸物資(食料・建築用資材を除く)の調査及び確保に関する事          物資・資材の検収に関する事</p>
<p>( 4 ) 保健福祉部</p>	<p>被災者の援護状況の調査及び処置に関する事          災害救助物資(給貸与物資)の調達及び配分に関する事          遺体の搬送及び処理に関する事          高齢者及び障害者の援護状況の調査及び処理に関する事          高齢者及び障害者の防災教育に関する事          災害復興生業資金の貸付に関する事</p>

( 続き )	<p>避難所における高齢者、障害者等に対する福祉に関すること  所管施設の災害予防対策、被害調査及び応急対策に関すること</p> <p>と</p> <p>保育児の防災教育に関すること  応急保育計画と保育児の健康管理に関すること  入院患者の防災教育及び保護に関すること  医療、助産及び救護活動に関すること  医療救護班の編成及び活動に関すること  羽曳野市医師会等医療機関及び保健所との連絡に関すること  災害時医療体制の整備に関すること  被災者の健康管理に関すること  全国医師会との協定に関すること  医療用毒物・劇物の災害予防に関すること</p>
( 5 ) 市民人権部	<p>被災者の救護に関すること  炊き出しの実施に関すること  給食用資材の確保及び配分に関すること  生活必需品（主要食料）の調達、確保に関すること  支所の被害調査及び応急措置に関すること  災害救護活動の準備に関すること  所管施設の災害予防対策に関すること  所管施設の被害調査と応急対策に関すること  防災関係機関及び団体との連絡調整に関すること  災害における住民の請願・陳情に関すること</p>
( 6 ) 生活環境部	<p>ため池の耐震対策の推進及び防災機能の強化に関すること  農地の災害予防に関すること  農作物及び農林、商工施設等の被害状況の調査に関すること  地利、水利の整備確保に関すること  ため池等の被害状況等の収集、伝達並びに災害応急復旧に関すること</p> <p>感染症患者の輸送に関すること  防疫対策の実施に関すること  防疫資材及び防疫薬品の整備に関すること  ゴミ処理場の災害予防対策及び被害状況の調査に関すること  搬入し尿の処理に関すること  災害後の清掃作業に関すること  清掃用資機材の整備に関すること  し尿の緊急汲み取り及び仮設トイレの設置に関すること  廃棄物処理に関すること  災害時における公害全般に関すること</p>
( 7 ) 土木部	<p>都市公園等の防災空間の整備に関すること  公園、道路の防災機能強化に関すること  土木構造物の耐震対策の推進に関すること  共同溝、電線共同溝の整備推進に関すること  道路・橋梁・交通安全施設の被害状況等の収集、伝達並びに災害応急復旧に関すること</p>

( 続き )	災害時の交通対策に関すること 交通機関との連絡調整に関すること 公園施設及び街路樹の災害予防、被害調査及び復旧に関する こと 緊急輸送及び緊急輸送の整備に関すること
( 8 ) 下水道部	河川・土砂災害、下水道施設及び排水路等の被害状況等の情 報収集、伝達並びに災害応急復旧に関すること 水防対策に関すること 下水道施設の整備、災害予防対策に関すること
( 9 ) 都市開発部	宅地造成に伴う開発地域の災害予防対策及び災害復旧につい での行政指導に関すること 木造密集市街地の整備促進に関すること 建築物の安全に関する指導に関すること 応急仮設住宅の建設予定計画及び実施に関すること 所管施設の耐震対策の促進、被害調査及び応急対策に関する こと 管下事業主体の対策調整に関すること 災害危険度判定調査に関すること 住宅復興計画に関すること 土地区画整理事業、市街地再開発事業に係る事業の推進に関 すること
( 10 ) 出納室	災害経費の収支に関すること 義援金品、見舞金の受付及び配付に関すること 災害弔慰金の支給等に関すること
( 11 ) 教育委員会	教育施設の災害予防対策及び被害状況の調査に関すること 教育施設の災害記録の整備に関すること 教育施設の応急措置、修理に要する資材の調達及び供給に関 すること 教育施設の災害復旧計画の樹立及び事後処理に関すること 文化財の災害予防対策、被害状況の調査及び応急対策に関す ること 学校園における防災教育に関すること 教育施設の防災計画に関すること 授業中における園児、児童及び生徒の避難場所の選定及び避 難誘導並びに収容に関すること 学校園に対する緊急指示に関すること 避難所（学校施設・社会教育施設）の開設及び収容に関す ること 避難所との連絡調整に関すること 園児、児童及び生徒の被災状況の調査及び応急措置に関す ること 応急教育に関すること 児童への応急給食に関すること 留守家庭児童会に対する緊急指示に関すること カウンセリングに関すること

( 続き )	就学援助に関すること
( 12 ) 水道局	水道施設の災害予防対策に関すること 水道施設の耐震化等に関すること 要員の動員及び配置に関すること 庁舎及び資材の管理に関すること 車輛の確保及び配車に関すること 応急給水計画の作成に関すること 時間給水の計画及び実施に関すること 水道施設の被害調査及び報告に関すること 断水地区の送水系統の調査及び緊急切替措置に関すること 水道施設、給水装置の災害復旧作業に関すること 指定給水装置工事事業者の非常招集及び指揮監督に関するこ と 災害による各戸使用水量の認定に関すること 応援給水車の指揮監督に関すること
( 13 ) 議会事務局、 選挙管理委員会事務局、 公平委員会事務局、 監査事務局、 農業委員会事務局	関係機関との連絡調整に関すること

## 2 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

機関名	事務又は業務
柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部	消防の活動に関すること 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること 災害の防除、警戒、鎮圧に関すること 要救助被災者の救出、救助に関すること 傷病者の救急搬送に関すること その他、羽曳野市防災会議が必要と認める事務または業務に 関すること

## 3 消防団

機関名	事務又は業務
消防団	消防団員の教育及び訓練に関すること 消防資機材の整備、備蓄に関すること 消防活動の実施に関すること 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること 災害の防除、警戒、鎮圧に関すること 要救助被災者の救出、救助に関すること 避難及び救護の協力に関すること

#### 4 大阪府

機関名	事務又は業務
(1) 府立呼吸器・アレルギー医療センター	府地域防災計画による特定診療災害医療センター業務に関すること
(2) 富田林土木事務所	府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧に関すること 水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への伝達に関すること 災害予防、災害応急対策に係る市をはじめとする防災関係機関との連絡調整に関すること
(3) 南河内農と緑の総合事務所	ため池に関する水防対策に関すること 災害時における農作物等の被害の減少を図るための技術指導に関すること
(4) 藤井寺保健所	災害時における保健衛生対策に関すること
(5) 南部家畜保健衛生所	家畜伝染病の予防や畜産農家に対する衛生管理・飼養技術指導等

#### 5 大阪府警察（羽曳野警察署）

機関名	事務又は業務
羽曳野警察署	災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること 被災者の救出救助及び避難指示に関すること 交通規制・管制に関すること 広域応援等の要請・受け入れに関すること 遺体の検視（見分）等の措置に関すること 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること 災害資機材の整備に関すること

#### 6 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
(1) 羽曳野労働基準監督署	工場、事業所等における労働災害防止対策
(2) 近畿農政局（大阪農政事務所）	応急食料（米穀）及び乾燥米飯の備蓄に関すること 災害時における主要食料の需給調整に関すること
(3) 大阪管区气象台	観測施設等の整備に関すること 防災知識の普及・啓発に関すること 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること



## 7 自衛隊

機関名	事務又は業務
自衛隊 (陸上自衛隊第三師団)	地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること 市が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

## 8 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
(1) 日本郵政公社 (藤井寺郵便局)	災害時における郵便業務の確保に関すること 被災者に対する郵便葉書の無償交付に関すること
(2) 西日本電信電話 株式会社 (大阪東支店)	電気通信設備の整備と防災管理に関すること 応急復旧用通信施設の整備に関すること 気象警報の伝達に関すること 災害時における重要通信に関すること 災害関係電報・電話料金の減免に関すること 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
(3) 関西電力株式会社 (羽曳野営業所)	電力施設の整備と防災管理に関すること 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること 災害時における電力の供給確保に関すること 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
(4) 大阪ガス株式会社 (導管事業部南部導管部)	ガス施設の整備と防災管理に関すること 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること 災害時におけるガスの供給確保に関すること 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
(5) 近畿日本鉄道 株式会社	鉄道施設の防災管理に関すること 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

## 9 市長が認める行政機関の事務または業務の大綱

機関名	事務又は業務
宮内庁書陵部 古市陵墓監区	陵墓の防災管理に関すること 災害時の陵墓の復旧事業の推進に関すること

## 10 公共的団体

機関名	事務又は業務
(1) 町会	区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること 水防、その他災害に対する応急措置への協力に関すること 災害時における避難・救助活動の協力に関すること 自主防災に関すること

( 2 ) 羽曳野市医師会、 歯科医師会、 薬剤師会	医療、助産等救護活動の実施に関する事 救護活動に必要な医薬品及び医療資器材の提供に関する事
( 3 ) 羽曳野市 社会福祉協議会	災害時における災害時要援護者対策に関する事 災害時におけるボランティアの結成及び受け入れ、活動体制 の整備等に関する事 災害復旧・復興時における相談、被災生活困窮者に対する生 活資金の貸付に関する事
( 4 ) 羽曳野市 赤十字奉仕団	医療等・救助・救護活動の協力に関する事 被災者等に対する炊き出し等の協力に関する事
( 5 ) 農業協同組合	農作物及び共同利用施設の被害応急対策及び災害復旧の実施 に関する事 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 被災農家に対する融資の斡旋に関する事 被災農家に対する生産資機材、生活資材等の確保斡旋に関す る事 米穀等災害時における農産物の確保、需給調整に関する事
( 6 ) 水利組合	ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する 事 ため池等の施設の被害調査に関する事 湛水防除に関する事 ため池等の施設の復旧事業の推進に関する事
( 7 ) 商工会議所、 商店連合会	災害時における物価安定についての協力に関する事 災害救助用及び復旧資材の確保についての協力に関する事 被災商業者に対する融資及び斡旋に関する事
( 8 ) 婦人防火クラブ	初期消火活動に関する事 消防に関する広報活動等に関する事
( 9 ) 婦人団体協議会、 老人クラブ連合会 等文化事業団体	市が行う防災及び応急対策に関する事務または業務への協力 に関する事 被災者の救助活動の協力に関する事
( 10 ) 交通安全協会	市が行う交通対策の協力に関する事
( 11 ) 各バス・タクシー 会社、トラック運送 会社	災害時における緊急輸送体制の整備に関する事 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関す る事 復旧資材等の輸送協力に関する事
( 12 ) アマチュア無線ク ラブ等	災害時における緊急通信への協力に関する事

#### 11 防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務
( 1 ) 病院、保健、福祉 施設	施設の防災管理及び入院者、入所者等の安全確保に関する事 と 災害時における応急対策及び復旧事業の実施に関する事
( 2 ) 学校、幼稚園、保 育園等	施設の防災管理及び児童、生徒の安全確保に関する事 災害時における応急対策及び復旧事業の実施に関する事

( 3 )危険物関係の取扱い施設	施設の防災管理に関すること 災害時における危険物の保安措置に関すること
( 4 )劇場、店舗、旅館等不特定多数の者が出入りする施設の管理者	施設の防災管理、施設に出入りしている人の避難誘導等の安全確保に関すること
( 5 )その他の防災上重要な施設の管理者	前記( 1 ) ~ ( 4 )に準じた防災対策、応急対策、復旧・復興対策の実施に関すること

## 第2章 災害対策本部の設置等

(全庁)

### 第1 災害対策本部の設置

市長は、東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震(以下「地震」という。)が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに羽曳野市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

### 第2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、羽曳野市災害対策本部条例及び第5部地震災害応急対策計画第1章第1節「組織動員」に定めるところによる。

なお、本部長(市長)に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代理者
1	副市長
2	収入役
3	教育長
4	水道事業管理者

### 第3 災害応急対策要員の参集

- 1 災害応急対策要員の参集・配備は第5部地震災害応急対策計画第1章第1節「組織動員」を準用し行う。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。
- 3 市は、勤務時間外に市域において震度5弱以上を観測した場合には、災害対策本部の初動体制組織として、「羽曳野市災害緊急本部設置要綱」に基づき、災害緊急本部を設置するとともに、あわせて市内9か所に災害対策基地を設置し、職員による動員を行う。
  - (1) 災害緊急本部配備職員は、勤務時間外に気象台発表により市域で震度5弱以上を観測したときには、自動的に定められた参集場所に参集するものとする。
  - (2) 災害緊急本部配備職員は、各参集場所に徒歩または自転車で20分以内に参集できる職員をもって充てる。

## 第3章 地震発生時の応急対策等

### 第1 地震発生時の応急対策

#### 1 情報の収集・伝達（各部局・関係機関）

##### （1）情報の収集・伝達等

市は、市内防災関係機関と連携し、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を府に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努めることとする。

また、整備された情報基盤を活用し、国や他自治体等との情報共有による危機管理と広域連携の推進を図る。

震災時における通信連絡その他必要な事項については、第5部地震災害応急対策計画第1章第3節「災害情報の収集伝達」に基づき行う。

##### （2）避難のための勧告及び指示

###### 〔全般〕

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をすることとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をすることとする。

市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

警察官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知することとする。

災害派遣を命じられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

災害時の通信手段の確保、避難勧告・指示の伝達方法等その他の情報の収集・伝達に関する事項については、第5部地震災害応急対策計画第1章第2節「情報通信体制整備」及び第2章第2節「避難誘導及び避難所の開設・運営」に定めるところによる。

#### 2 施設等の緊急点検・巡視（各部局）

市は、必要に応じて、公共施設・土砂災害危険箇所等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設並びに土砂災害危険箇所等の緊急点検・巡視等を

実施し、当該施設等の被災状況等の把握に努めるものとする。

### 3 二次災害の防止（各部局・関係機関）

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

### 4 消火活動、救助・救急活動、医療活動（消防団・危機管理室・羽曳野警察署・関係機関）

消火活動、救助・救急活動、医療活動に関しては、第5部地震災害応急対策計画第1章第8節「消火・救助・救急活動」に定めるところによる。

### 5 物資調達（危機管理室・総務部・保健福祉部・市民人権部・生活環境部・水道局）

(1) 市その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成することとする。

(2) 市は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておくこととする。

(3) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を府に供給要請する。

### 6 輸送活動（各部局・関係機関）

第5部地震災害応急対策計画第1章第12節「交通規制・緊急輸送活動」に定めるところによる。

### 7 保健衛生・防疫活動（保健福祉部）

第5部地震災害応急対策計画第2章第4節「保健衛生活動」に定めるところによる。

### 8 帰宅困難者対策（危機管理室）

市は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討することとする。

## 第2 資機材、人員等の配備手配

### 1 物資等の調達手配（各部局・危機管理室・総務部・土木部・都市開発部）

(1) 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

用途のめやす	品目のめやす
施設等における障害物の除去	重機類
情報収集・連絡手段	防災行政無線、携帯電話、電話、拡声器、ラジオ、テレビ
事務処理	机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機
照明、電源	発電機、燃料、照明灯、ランプ、懐中電灯、電池
要員移動手段	トラック、車両、オートバイ、自転車

(2) 市は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び旅行者やドライバー等（以下「旅行者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合は、府に対して供給の要請をする。

## 2 人員の配置（危機管理室）

市は、府に対し、人員の配備状況を報告する。また、必要に応じて、府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あっせん等の措置をとるよう要請する。

## 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置（防災関係機関）

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

## 第3 他機関に対する応援要請

### 1 応援協定の運用（危機管理室）

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとする。

#### 消防相互応援協定

協定名称	協定市町等
大阪府下広域消防相互応援協定	府下常備市町村
大阪市、柏原羽曳野藤井寺消防組合航空消防応援協定	大阪市、柏原羽曳野藤井寺消防組合

柏原羽曳野藤井寺消防組合、堺市高石市消防組合消防相互応援協定	堺市高石市消防組合、柏原羽曳野藤井寺消防組合
八尾市・柏原市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防相互応援協定	八尾市、柏原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合
大阪府中ブロック消防相互応援協定	富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤坂村、柏原羽曳野藤井寺消防組合
大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	大阪市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、堺市高石市消防組合、柏原羽曳野藤井寺消防組合
西名阪自動車道消防相互応援協定	松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、山辺広域行政事務組合、大和郡山市、西和消防組合、香芝・広陵消防組合
阪奈（金剛・葛城・生駒山系）森林火災消防相互応援協定	八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤坂村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、五條市、御所市、香芝市、平群町、三郷町、葛城市、王寺町、西和消防組合、中和広域消防組合、香芝・広陵消防組合
阪奈隣接市町林野火災消防相互応援協定	柏原市、羽曳野市、太子町、柏原羽曳野藤井寺消防組合、香芝市、葛城市
南阪奈道路消防相互応援協定	柏原羽曳野藤井寺消防組合、太子町、堺市高石市消防組合、葛城市

#### 災害応援協定

協定名称	協定市町等
災害相互応援協定	八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤坂村
三市災害相互応援協定	奈良県橿原市、和歌山県田辺市、大阪府羽曳野市
電子計算組織に係わるデータのバックアップテープの相互保管に関する協定	和歌山県田辺市、大阪府羽曳野市
大阪府水道震災対策相互応援協定	大阪府、大阪府域の市町村、泉北水道企業団
災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	国、県、府、日本水道協会本部（東京都）



## 2 自衛隊の災害派遣要請の要求（市長公室・危機管理室）

市長は、必要があるときは、次の事項を明らかにして、陸上自衛隊第三師団長に対する災害派遣の要請を知事に要求する。

- （１）災害の情報及び派遣を要請する事由
- （２）派遣を希望する期間
- （３）派遣を希望する区域
- （４）その他参考となるべき事項

その他、自衛隊の災害派遣に関する事項については、第５部地震災害応急対策計画第１章第６節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところによる。

## 3 緊急消防援助隊の出動要請（危機管理室）

市は、柏原羽曳野藤井寺消防組合の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、緊急消防援助隊運営要綱に定める様式のより速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

## 第4章 円滑な避難の確保に関する事項

### 第1 避難対策等（市長公室・総務部・生活環境部・保健福祉部・消防団）

- 1 市は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- 2 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めたそれぞれの組織の防災計画又は避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 3 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
  - (1) 市は、あらかじめ地域ごとに、在宅の高齢者、乳幼児、障害者、傷病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
  - (2) 市長より避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族及び消防団、自主防災組織等が連携して行うものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
  - (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 4 市は、あらかじめ関係事業者・団体等と協議して、外国人、旅行者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- 5 避難所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。
  - (1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
    - 収容施設への収容
    - 飲料水、主要食料及び毛布の供給
    - その他必要な措置
  - (2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
    - 流通在庫の引き渡し等の要請
    - 府に対し府及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

## その他必要な措置

- 6 市は、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- 7 河川管理者やため池管理者、道路管理者は、河川やため池、避難路等で被害を受けやすい箇所についてパトロールなどの警戒活動を実施し、二次災害の生じるおそれがある場合は速やかに関係機関への連絡や危険箇所への立入制限を行う。  
市は、必要に応じ適切な避難対策を実施する。

## 第2 消防機関等の活動（消防団）

- 1 消防機関は、円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。ただし、地震発生時には消火活動を優先する。
  - (1) 避難誘導
  - (2) 自主防災組織等の避難計画作成等に対する指導
  - (3) 救助、救急 等
  - (4) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出、活動拠点の確保
- 2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部の消防計画に定めるところによる。

## 第3 水道、電気、ガス、通信

- 1 水道（水道局）  
円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置
- 2 電気（関西電力株式会社羽曳野営業所）  
電気事業者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、電気は、情報の伝達や避難時の照明の確保等のために必要なことから、系統の多重化など電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。
- 3 ガス（大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部）  
ガス事業の管理者等については、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

#### 4 通信（西日本電信電話株式会社大阪東支店）

電気通信事業者は、各種情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施することとする。

### 第4 交通対策

#### 1 道路（土木部・羽曳野警察署）

（1）市、府公安委員会及び道路管理者は、交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画するものとする。

### 第5 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策（各部局）

#### 1 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

##### （1）各施設に共通する事項

入場者等の安全確保のための退避等の措置

施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

出火防止措置

水、食料等の備蓄

消防用設備の点検、整備

非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

##### （2）個別事項

病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

学校、職業訓練校、研修所等にあつては、

ア 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

イ 地域住民の避難地、避難所となる施設については住民等の受入方法等

社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

#### 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

（1）災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の（1）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の

管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

無線通信機等通信手段の確保

災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- ( 2 ) この推進計画に定める避難所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は1の( 1 )又は1の( 2 )の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

### 3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事作業を中断する等必要な措置を講じるものとする。

## 第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

### 第1 施設整備等の整備方針（各部署）

- 1 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。
- 2 市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、東南海・南海地震その他の地震に対する防災効果を考慮する。
- 3 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。
- 4 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

### 第2 建築物等の耐震化の推進（総務部・都市開発部・教育委員会・各施設管理担当課）

#### 1 市施設等の耐震化

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、庁舎、消防署等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する所管施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行うこととする。

#### 2 一般建築物耐震化の促進

府、市は「大阪府建築物耐震改修促進計画」及び「羽曳野市建築物耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年の新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に耐震改修を促進する。

##### （1）耐震診断の補助制度

民間建築物の所有者が耐震診断を実施する場合に、府と市は連携してその費用を補助する制度を実施している。

府

[事業名等] 大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱

市

[事業名等] 既存民間建築物耐震診断補助交付要綱

## 第6章 防災訓練計画

(危機管理室・消防団)

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3 1の防災訓練は、避難のための災害応急対策を中心とする。
- 4 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
  - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
  - (2) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
  - (3) 情報収集、伝達訓練
  - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練

## 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

(危機管理室・教育委員会・消防団)

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

大阪市を含め沿岸市町では津波の被害を受けるおそれがあることを周知し、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する教育をあわせて実施する。

特に市民が出かける機会の多い大阪市内は、地下街等地下空間の利用が進んでおり、津波による氾濫が発生すると、より多大な被害が発生するおそれがあることを周知する。

緊急地震速報は、強い揺れが到達する前に地震発生を知らせ、防災対応を促すことにより地震及び津波被害の軽減に寄与することが期待される。この情報は、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方などが広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能するので、市民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう周知する。

### 1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

### 2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識



- ( 3 ) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ( 4 ) 正確な情報入手の方法
- ( 5 ) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- ( 6 ) 各地域における土砂災害危険箇所等に関する知識
- ( 7 ) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ( 8 ) 避難生活に関する知識
- ( 9 ) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- ( 10 ) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 3 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。

- ( 1 ) 過去の地震及び津波災害の実態
- ( 2 ) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- ( 3 ) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- ( 4 ) 地域の防災マップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること

### 4 防災上重要な施設管理者に対する教育

府及び市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。防災上重要な施設の管理者は、府及び市が実施する研修に参加するよう努めることとする。

### 5 相談窓口の設置

府及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

## 第8章 東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止

### 第1 東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応

#### 1 対応方針（危機管理室）

- (1) 市は、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。
- (2) 市は、連続発生を考慮した本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成することとする。

#### 2 応急危険度判定の迅速化等（都市開発部）

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊等することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定を早急を実施するとともに、危険な建物への立入禁止や警戒区域の設定等を行うこととする。

### 第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応（危機管理室）

東海地震関連情報が発表された場合への対応については、地震災害応急対策・復旧対策編第3部「東海地震関連情報に伴う対応」により行う。

ただし、東海地震は、東南海・南海地震と同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知する。警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

## 羽曳野市地域防災計画

平成19年 3月 制 定

平成19年 9月 改訂発行

発 行 羽曳野市防災会議

編 集 羽曳野市市長公室 危機管理室

〒583-8585

大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

電 話 072 - 958 - 1111 (代表)

印 刷 国際航業株式会社